

II 全体協議会次第 (10:30~15:00)

協議テーマ

「児童相談所と市町村との連携」

～児童虐待を中心に～

1 基調講演 (10:30~12:00)

講 師

西南学院大学人間科学部社会福祉学科 准教授 安 部 計 彦

2 シンポジウム (13:00~15:00)

コーディネーター

加藤 曜子

(流通科学大学サービス産業学部医療福祉サービス学科 教授)

シンポジスト

佐藤 正史 (埼玉県中央児童相談所 副所長)

高橋 敬 (福島県福島市健康福祉部児童福祉課 副主査)

中板 育美 (国立保健医療科学院公衆衛生看護部 主任研究官)

峯本 耕治 (大阪弁護士会 弁護士)

《基調講演》

「児童相談所と市町村との協力・連携の

実態調査から見えるもの」

安 部 計 彦

西南学院大学人間科学部
社会福祉学科 准教授

プロフィール

<経歴>

昭和52年 甲南大学文学部社会学科 卒
昭和53年 北九州市児童相談所 心理判定員
平成 元年 北九州市八幡西福祉事務所
平成 4年 北九州市児童相談所判定係長
平成13年 同 相談第一係長
平成15年 北九州市立障害福祉センター 障害者福祉係長
平成17年 現職

<専門分野>

児童福祉

<研究テーマ>

児童相談所の役割
児童虐待援助のネットワーク
児童相談所の一時保護

<所属学会>

子ども虐待防止学会
日本子ども家庭福祉学会
日本学校ソーシャルワーク学会

児童相談所における市町村支援の課題と対応（児童相談所の将来像について）

1 構造の変化と役割（位置づけ）

平成17年度の市町村への児童家庭相談業務の委譲は、児童相談所の機能の質的变化をもたらす可能性がある。児童相談所は、自身に寄せられた相談や通報を的確に対応するだけでなく、市町村育成という後方支援と専門的援助が求められるようになった。

また児童相談所と市町村の役割分担は明確な区分はないが、平成19年2月の児童相談所運営指針の改定を見ても、今後ますます両者の連携は必要とされている。

以下私見であるが、両者の関係を（図1）のように考えたい。

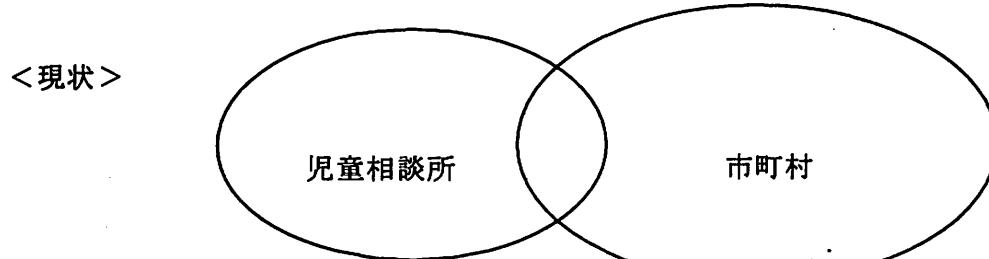
現状では児童相談所に寄せられた相談のうち、ある程度の情報が市町村と共有されている。市町村にとっても同様と思われる。

しかし法改正の趣旨は、児童相談所業務を心理判定や一時保護、施設入所、虐待の場合の強制対処などの機能に特化していく方向と思われる。つまり児童相談所は専門機関として児童虐待の緊急対応や一時保護、施設入所、法的対応などの専門的援助に特化し、また家族状況のアセスメントや関係機関を含めた援助のシナリオ書きなども主な業務となる。

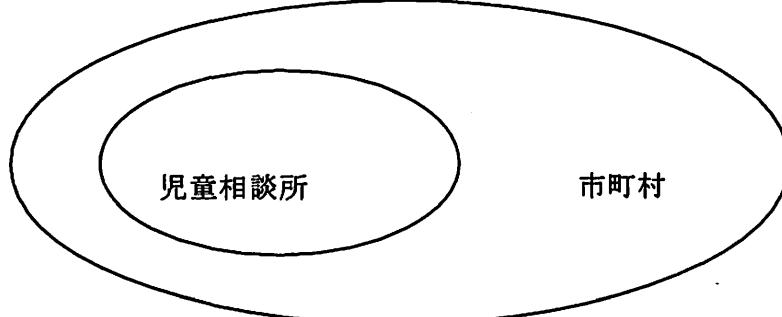
そうであれば、途中経過を含め、児童相談所の持つ情報をすべて市町村に伝え、子どもや家族の情報管理や日常的な援助の進行管理は市町村とすべきではないか。

もちろんそれは、児童相談所が直接対応している間の責任（＝主体性）を児童相談所が持ち続けることと矛盾しないと思われる。

（図1）児童相談所と市町村の情報の関係

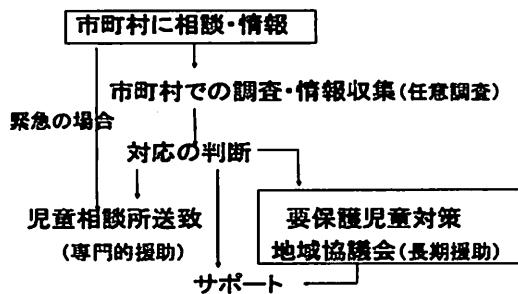


<将来>



2 市町村役場と要保護児童対策地域協議会の関係

相談の流れ(役割分担)



市町村に虐待相談や通報があっても、まず市町村としての調査や判断が必要であり、要保護児童対策地域協議会は、「子どもの安全が確保された上での家族への長期的な援助を行う場合」に活用するものと考える。

そうであれば、児童相談所が要保護児童対策地域協議会に参加する場合も、主導的な役割を持つのは市町村であり、児童相談所の役割は限定的であろう。

3 市町村での相談援助判断の基準と児童相談所の関わり方

援助方針・判断(=アセスメントの内容)

- ① 情報提供、助言レベル
- ② (どこかの機関で)継続相談レベル
- ③ サポートネットワーク(個別事例検討会)レベル
 - どこかの機関との関係あり。保護者、本人にニードあり
 - 多様な問題が家族にある。援助機関同士の調整が必要
 - 場合によっては、保護者を交えた会議
- ④ 介入的援助レベル
 - どの機関ともつながりがない、拒否
 - 放置できない状況
 - 児童相談所を交えた個別事例検討会
- ⑤ 緊急対応(危機介入)レベル
 - 児童相談所に送致

上の判断基準から考えると、児童相談所が関わるのは基本的に④と⑤だけで、③でも短期の一時保護など児童相談所機能が必要な場合であろう。なお要保護児童対策地域協議会の対象は④と思われる。

ただ③でもオブザーバーとして参加したり、②で援助している機関を事例検討会などでスーパーバイズすることで、援助者の不安解消や判断ミスを防ぎ、虐待の悪化を防止することはありうる。

4 児童福祉司指導と3ヶ月ごとの情報共有

児童福祉司指導の内容として、①面接などの保護者との直接的なかかわり、②市町村から情報を得て必要に応じてかかわる、③終了するには危険要因があるため「児童福祉司指導」とするが結果的に放置、があるようと思われる。

しかし「気になる」と担当者の机の上に放置されている事例であっても、情報共有の場で児童相談所ケースとして市町村に伝えられれば、市町村は児童相談所の関与を期待し、市町村のかかわりが少なくなる可能性もある。そのような事例で事故があれば、当然児童

相談所の責任は大きい。

このように考えれば、児童相談所が「児童福祉司指導」とする事例の分類（ランク付け）を意識する必要があると思われる。

例えば現状の児童福祉司指導（児童相談所の行う在宅援助）を次の7タイプ（レベル）に分けてはどうか。

- A：週に1回の面接（直接的なかかわり）
- B：週に1回、家族に直接かかわる人から状況を聞く
- C：月に1回の面接（直接的なかかわり）
- D：月に1回、市町村から情報を得る
- E：3ヶ月に1回の面接（直接的なかかわり）
- F：3ヶ月に1回、市町村から情報を得る
- G：児童相談所としては積極的にかかわらず、何か情報が来るのを待つ

かかわりの方法はもっと多様であるが、大切なのは「気になるが、結果として『放置』をなくすことである。

とすれば、児童相談所の関わりはA～Eまでとし、逆にFやGは、今後積極的に市町村（要保護児童対策地域協議会）に引き継ぐ必要がある。

5 より専門的な職員の必要性

児童虐待の増加が止まらない状況では、児童相談所には一般相談に応じる児童福祉司や児童心理司とは別に、次の5つの機能に対応できる専門職が必要と思われる。

- ①マネージメント・プランナー：子どもや家族の情報を総合的に考慮して危険度や緊急性を判断すると同時に、援助の方法を数種類提示し、児童相談所だけでなく市町村や関係機関のかかわり方や具体的な対応方法を示唆する役割
- ②緊急対応者：虐待をしている保護者への直接的な対応を担当し、場合によっては立入調査や職権での一時保護を行うと同時に、児童福祉法第28条の家庭裁判所への審判請求など法的な対応を担当する
- ③治療コーディネーター：虐待を受けた子どもや虐待をしている保護者へのメンタル面での支援を調整する役割。精神保健面での知識とともに、援助できる関係機関との連絡調整や関係者への理解を求めるようなソーシャルワークを行う
- ④治療者：虐待を受けた子どもや虐待をしている保護者に対して、メンタル面での治療を行う治療者で、多様な症状を示す子どもに対して、根気よく治療すると同時に、周囲の人たちに日常でのかかわり方を教授する
- ⑤地域支援・研修担当者：具体的な事例に対応するのではなく、体制整備や研修の実施など後継者育成や援助体制の整備を行い、直接援助者や関係機関のバックアップを行う

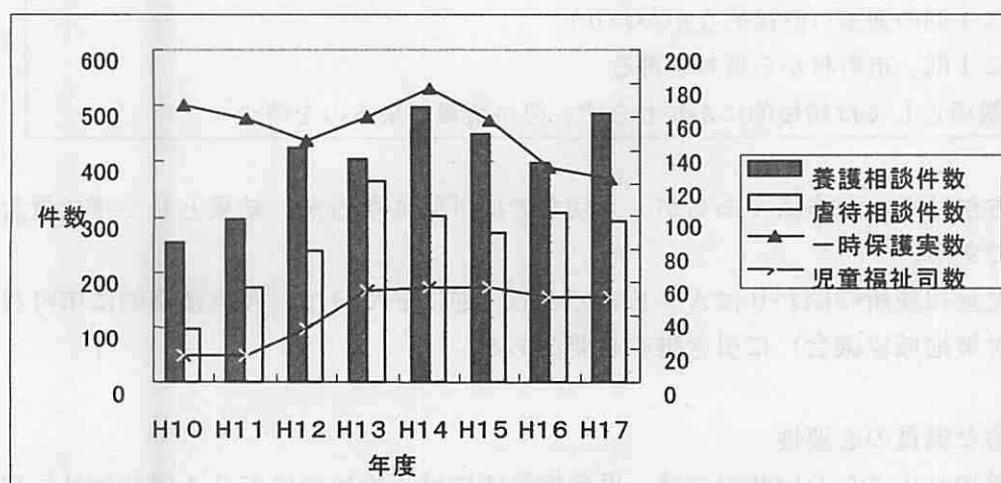
現在はこれらの業務のうち、①や②を虐待対応課（班）が、③や④を心理部門が担当し

ている児童相談所がほとんどであろう。

しかし、都道府県の人事異動のローテーションの中では、必ずしも適材が配置されておらず、また配置された職員の負担が大きく病欠なども続発している。また現状では②に偏っており、①や③の役割を担える専門職が必要である。

私の経験では、社会福祉士の資格を持った職員でも、児童相談所自身だけでなく、関係機関の動き方や家族へのかかわり方を他の機関に提案できるまで2年は必要である。児童相談所の役割がより専門化しており、業務が増えている中で、専門職員の養成は容易ではない。職員採用まで踏まえた人事体制の整備が必要である。

6 青森モデルは有効か



平成18年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究（分担研究者 安部計彦）」より

児童虐待相談件数は増加の一途をたどっているが、青森県の状況をみると、児童福祉司の3倍増後、一時保護件数が4年連続、虐待相談が4年中3年減少している。単年度の減少は他の自治体でも見られるが、継続的な減少はほとんどないと思われる。

その要因については、青森県が先進的に取り組んだ子育てメイトの設置や増員後に行われた児童相談所職員の児童養護施設への定期的な訪問、他機関紹介の減少なども考えられる。ただ私は、要因のひとつとして、児童相談所職員が行う市町村や関係機関に対するバックアップがあると推測している。

このような青森県の状況を少し拡大して「青森モデル」として考えると、児童相談所の児童福祉司数が増加し、児童相談所が従来行っていた家族支援や他機関支援業務をキチンと行うことでの、市町村職員など関係機関が安心して地域で援助にかかわり、児童相談所への相談が減ることが推測されるのではないか。もぐら叩きのような虐待への強制介入に特化するのではない別の選択肢もありうると考えている。

この仮説が妥当かどうか、今年度の一時保護に関する調査の中で検討する予定なので、調査の際にはご協力を願いいたします。

《シンポジウム》

「児童相談所と市町村との連携」

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

加 藤 曜 子

流通科学大学サービス産業学部
医療福祉サービス学科 教授

プロフィール

<経歴>

- 1974年 府立大阪女子大学社会福祉学科卒
家庭裁判所調査官補のち官として勤務後、2年半海外在住
1997年3月 大阪市立大学大学院前期・後期博士課程修了
2003年4月 1990年から佛教大学、梅花女子大学非常勤、成蹊短期大学を
へて、現在にいたる。

<専門分野>

児童家庭福祉 社会福祉援助技術

<研究テーマ>

虐待防止アセスメント、ネットワーク、家庭支援

<所属学会>

日本社会福祉学会、日本心理臨床学会、日本子ども家庭学会など

<研究実績>

- 「児童虐待リスクアセスメント」(中央法規 2001) 「まずはわが子を抱きしめて一親子を虐待から守るネットワークの力」(朝日新聞社 2002) 「市町村虐待防止ネットワーク」(編著・日本加除出版 2005)
平成17・18年厚生労働分担研究市町村および民間団体の虐待対応
ネットワークに関する研究

児童相談所と市町村協力・連携で求められること

1. 調査結果からの気づき（児童相談所長会調査から）

児童相談所と市町村の共通ケースの扱う場合に、虐待事例にとって、もっとも重要なことは、もれおちないということだといえます。

とくに児童相談所と、市町村がともに、在宅の虐待事例を担当することが進められているなかでは、どこが、誰が今そのケースを担当しているのかを常に明らかにしておく必要がでてきているといえます。

「児童相談所と市町村の協力・連携」の実態調査では、児童相談所と市町村が同じ事例について別々にかかわりをもっていたことがある児童相談所は31箇所で87例であった。さらにその後の対応については「相互に連絡をとりあいながら両方がかかわりつけた」が45.2%、次は「主機関を決めた」が41.9%であった報告があります。

調査結果では、「児童相談所」が市町村の定例会議が位置づけられていないのが38.0%、位置づけられているのが44.4%であったと報告されました。

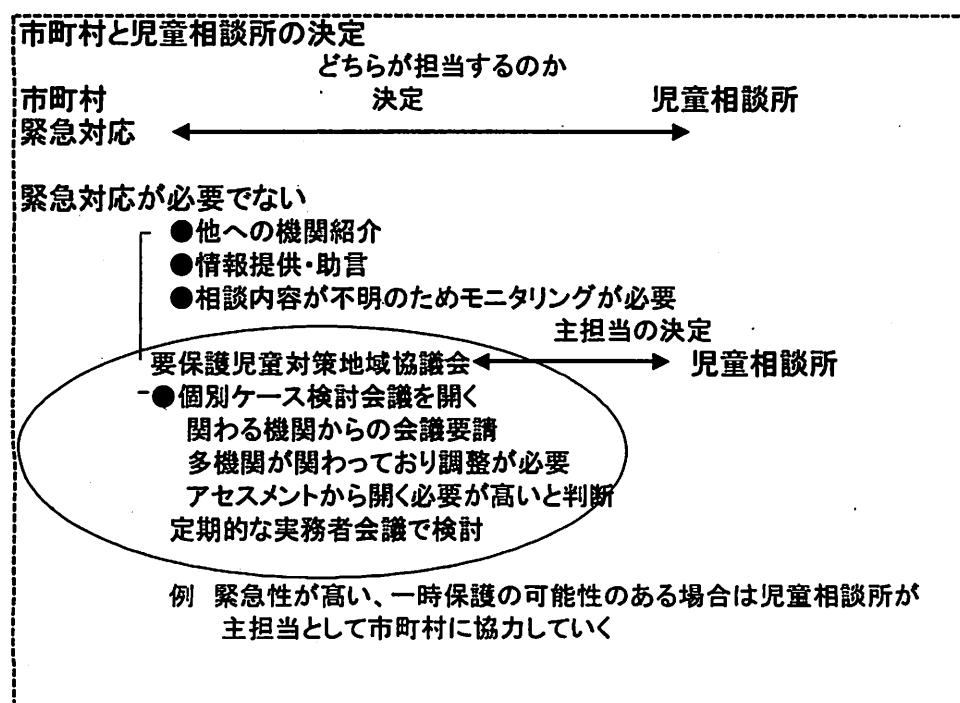
今後も、さらに市町村の連携が求められることが示唆されます。

また、子どもと家族が転居するケースについては、市同士の情報交換や、さらに児童相談所同士の情報交換が重要です。これについては、

「児童相談所」同士の情報交換が行われていないのが55.6%ありました。

子どもの継続した生活と、安全を確保するのかの課題が示唆されます。

整理すると市町村と児童相談所の関係で必要な点は以下になるのではないでしょうか。



注) 平成18年度厚生科学研究報告に基づく作図

2. 児童福祉法改正について

今回の児童福祉法改正は、児童相談所の権限が強化されたと評されています。つまり、初期対応での司法的手続き、さらには親指導への親の罰則と、児童相談所の介入的手法が強調されました。司法と行政の枠ができ、今までとれなかった親への支援方法が確立されたともいえます。

介入的方法がとれる児童相談所と、安心してその地域で安全に子どもが暮らせる支援方法をとる市町村の連携が今後期待されます。

しかし、児童相談所の援助の基本は、親が子どもに間違った行いをしていることに気づかせることや、在宅支援では、親に支援をうけることを動機づけるため気長に信頼関係を構築する努力が日々なされていることも、たえず住民に理解してもらいたいと思います。

また、法的な枠組みをもちらながら体制が確立されていくためには、マンパワーと、専門性の発展が条件付けられます。

これは今回の調査結果にも強調されているところです。

3. 今後の課題

児童相談所ワーカーと市町村に求められるのが、在宅支援における専門性の確立です。つまりソーシャルワークの技能を高めことと、支援方法の確立を発展させることにあります。援助プロセスは、危険因子を留意しておくことと同時にケースのみたて（アセスメント）をし、それに基づく計画をすすめ、援助につなげ、実証的な効果結果を探索することです。残念ながら、児童相談所も市町村もその技術が発展しているわけではありません。

保護を中心にしてきた歴史をもつ児童相談所にとって、在宅支援のノウハウは少なく、個人技で終わっている場合も多いと思います。また、市町村においては、ワンマンでやってきたところもありますので、地域協議会つまり、チームで取り組むことや役割分担をしながら、ケースをすすめることにはまだ不慣れな地域もあります。

市町村も児童相談所も、同じ課題があるのだといえるのではないでしょうか。

児童虐待防止法が2000年に成立して7年目を迎ますが、虐待への気づきは高まりつつある反面、虐待死は減りません。なにかと児童相談所が矢面にたたされますが、児童相談所は万能ではないのです。地域全体での取り組み、福祉、教育、保健、医療・司法のチームワーク、さらに住民理解が虐待防止につながるのだといえます。

児童相談所が市町村に応援に入り、効果を挙げていると聞いています。つまり市町村につきそって歩むこと、必要に応じて共同での研修を実施していくことが後方支援であり、その結果、信頼関係が生まれているのだといえます。シンポジウムではそういった現在行われている工夫や実態からの提言をふまえ、論議されることを期待しています。

加藤資料 平成18年度市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究報告より、
市町村における虐待対応ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）課題 抜粋

1. 児童相談所との関係

通告では、市町村の力量により、児童相談所へすぐ送致する場合から、独自に判断して対応する場合まで市町村の体制により幅がみられた。市町村が知識や、技術などを熟知し、協議会としてのネットワーク機能が育つまでは児童相談所と連携をしていくことが求められている。児童相談所側も広域を担当している場合は、市町村と連携がとりにくく限界があるのも現実であった。両システム充実と人的配置が課題となる。

2. 緊急ケース対応について

児童相談所と関係してくる。現在は、市によっては、頭上の傷については、すべて児童相談所へ送致するというわかりやすい基準を設けているところから、重度は児童相談所へと取り決めている場合もあった。多くは児童相談所と協議をする中で決定している。ただし、アセスメント段階でどのように情報を集めて実施しているのかについてはあいまいであった。今後、緊急度や重症度、さらにリスク把握やニーズ把握についての知識を市町村側も児童相談所と合同で学ぶ必要がでできている。

3. 要保護児童対策地域協議会について

1) 対象者について

一番の問題は、要保護児童対策地域協議会はどのような役割で、対象をどこに据えるかという点である。大都市と小都市での取り扱いも異なる。

大都市で虐待防止ネットワークが出てきたのは、障害児ネットや保健ネットがあった上で、必要なために実務者からの要望で独立した形で立ち上がってきている。要保護児童対策地域協議会というのは、虐待に関係し、さらに親が十分に子どもの指導監督ができない状態の子どもを扱うという意味で発足したと解される。

しかし、一方小都市においては、子育て支援ネットワークの中の一つに虐待対応がされており、虐待ネットはあまり存在していないことが多かった。今回の法律で、大都市は虐待防止ネットワークが要保護児童対策地域協議会に移行し、小都市においては新たに要保護児童対策地域協議会が立ち上がった。

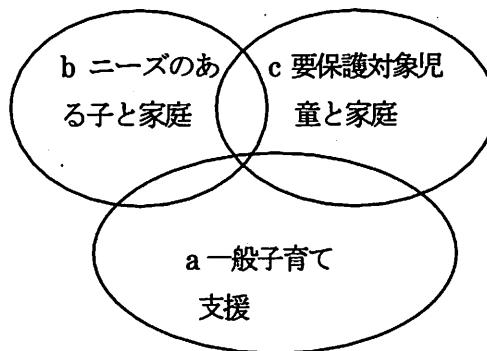
大都市では多くは虐待がらみの事案を實際には運営し、小都市においては、ニーズのある子どもたちの家庭も含めた形で運営がされている。

都市における要保護児童対策地域協議会については、今後も児童虐待に関する子どもたちを丁寧に対応していくシステムとして機能することが期待される。

障害児などニーズのある子どもたちの支援の方法は、親からの主体的な要望があり、その相談にのるものである。ニーズのある子どもの家庭が子どもの安全を確保できない場合に、要保護児童として要保護児童対策地域協議会へ移行するのが本来の形になるのだろう。

要保護児童対策地域協議会の範囲については、以下の図を考えている。

広義の子育て支援の構図



母子相談、障害相談、非行相談などは b 領域に入るが、要保護児童であれば、おのずと c 領域の要保護児童対策地域協議会に移行する形となる。

ただ、小都市の場合に、b と c が要保護児童対策地域協議会にはいっているので、それについてはどういうに解釈していくのかについては、今後さらに検討を要する。

今回の実態調査から言えることは、小地域の 6 万で b と c を要保護地域協議会にいれ、ケース管理をして記録が 300 件を超えている。これを大都市に同じようにあつかうと、ケースはその 3 倍も、5 倍にも膨れ上がることが予測される。つまり大都市においては、c として個別ケース検討会議を運営していくことが現実的にも可能であることが考えられるが、これらの点についてもさらに検討をする必要がある。ケースを管理していても、実働ができなければ、子どもの安全は確保できない。

2) 調整機関体制

調整機関が直接通告をうけて動く場合と、通告と調整機関が別である場合もある。今回の調査においては、担当主管課が調整機関としての役目をおっていた。ここでの問題は、担当が実質一人であったり、さらに他の業務とあわせて十分に動けないという人的な問題がある。担当課に専門職が配置されているのか不明であるが、将来、事例を担当しさらに調整機関が個別ケース検討会議や実務者会議へのケース管理のみならず、支援のためのコーディネイトができるには、専門職配置は必須である。

3) 会議のありかた：個別の再発予防のためにどのようなことが必要かという点について

個別ケース検討会議については、ケース検討会議を開く必要のあるものかどうかの基準やある程度のガイドラインが必要となる。またまた新規ケースが多くなると、どのような管理や終結を出していくのか対応を考えていく必要がある。

個別ケース検討会議は再発予防のためのネットワーク会議である。そのネットワーク会議を豊かなものにするためには、同時に社会資源の充実と、親子のケア体制も整えていく必要がある。

つまりいい支援を提供するには、人材育成と同時に、活用できる資源とその提供する人を配置することも必要になってくる。折角個別のケース検討会議で、この親には、是非、カウセリングが必要だとか、グループケアが必要だとか、子どもの心理的外傷のために、しばらくセラピストに通わせたいといったとき、それが準備されていないのでは、前に進まないこともある。よって、これらの社会資源の定期的診断とみなおしも同時に実務者会議なので、なされることも可能ではないだろうか。

実務者会議や代表者会議について、位置づけの曖昧さや、内容に迷うという意見も出された。さらに

実務者会議については、別途連絡調整会議として個別ケース検討会議と同じ機能を持たせていたところもある。また、実務者会議のメンバーが多すぎるため、別途運営委員会をもうけているなど、実務者会議の目的を明確にしつつ、どのように関係機関が連携をとっていくのか、実際にどのように機能しているのかについては、今後の検討が必要となる。

子どもと家族にかかわる機関が十分に機能していない。特に保健所においては、親の精神保健では重要な機能を有しており、ネットワークの一員として是非参加する部署であるが、今回調査においては連携がなされていなかった。代表者会議とも関連してくるが、検討する課題となろう。

4) 予算について

要保護児童対策地域協議会予算にはばらつきがあり、さらに研修については、そのものの費用としては計上されていないところが大部分であった。自治体の方針にもよるが、子どもへの全体の予算と、その中の虐待対応や地域協議会予算についての整備が望まれる。

5) 研修体制について

市により研修体制には県の取り組みに影響されている。機会が与えられない職員からの不満の声もあがっている。行政職、専門職ともに学ぶ研修が必要であろう。今後、専門的知識や技術が必要なことを実務者会議、代表者会議にかけながら理解を、さらに都道府県が主導して、市研修の機会を平等に与えていくことが望まれよう。また研修予算が組まれることも課題となろう。

6) 民間団体については、虐待防止ネットワークが登録している地域や、私立幼稚園などの団体が参加していた。実際にはどのような活動で役立っているのかについては、今後さらに協議会活動の中で検証していくことになる

(注 一部削除した)

表1	児童相談所との関係	児童相談所への期待	児童相談所との実際
A	一時保護可能性は送致	緊急対応・スーパーバイザー	なるべく同行訪問
B	協議会メンバーで連絡調整会議にアドバイザーとして参加	スーパーバイザー的	後方支援強化を願う・児童福祉司を一人で担当しているため。
C	児童相談所に通告があつて軽度な場合は市へ送致されている。	積極的に市が対応する	両者が事務的関係になっている感じがある。
D	近くにある。保護するケースは児童相談所	専門性に期待。	連携ができないとフォロー十分にフォローできない
E	相談しながら連携	保護機能の充実	市の担当者と児相担当者間で相談しながら市と児相の分担をしている
F	一度は必ず児童相談所に通告。	専門的知識、技術習得のための指導	市職員は人事異動のため専門的知識の蓄積が困難
G	児童相談所主導型の実務	なし	
H	分離・保護ケースは児相、在宅は子ども家庭課が対応	児相の一時保護がネットと連携をとつて行使されること、精神科医の診断、総合的対応	児相の期待する機能強化、レアケースへの対応助言、アセスメントの共有
I	緊急・深刻ケースの送致難易度の高いケースの助言広域ケースの情報収集	スーパーバイズ、立ち入り調査、措置の的確な行使	
J	重症度に応じたケース分担、児童相談所と子ども課で年度当初のケース引きつぎをする。心理司巡回相談(毎月2回)福祉司相談(月5~6回)	スーパーバイズ、ケース検討会の出席、児童福祉司措置	関係良好
K	車で一時間半の距離週1回の定例出張はあるが、親が相談に行くのは遠い。市が判断して、児相を引っ張る感じ	児相にしか出来ない、保護機能の充実。県が市を指導するという立場はとらないでほしい。	市のことば市でする気風。市が情報収集する。市が保護を望んでも、「入れられませんでした」で理由説明もないのは、不信感につながり、連携にも支障になる。後方支援されている感じはない。担当者がよく変わり、ケースがかかる。
L	市が重篤と判断した場合は児相。その他も児相の指導・助言をうけながら、連携して動く。どこからが児相なのかの線引きがない。一次的には市町村。送致書を送ると、他のものは市町村といわれる。	専門職によるケースの適切な助言・指導、一緒に考えていく姿勢	関係は概ね良好ではある。しかし、課題=軽微・重篤の認識の違い。一義的に市町村となつたことにより、児相との関係がギクシャクしてきた。送致の形をとつた場合、送致しないケースの児相の関わり方は?

表2	緊急ケース対応	情報収集の課題	リスクやその他ニーズアセスメントの実施状況
A	受理会議の時期 通告相談で中度以上は児童相談所に 該・受理会議は当日	情報収集が困難	利用していない・児童相談所の判断 をあおぐ首から上は市が確認し、ど んな小さな怪我も児相へ通告
B	緊急は児童相談所が同行する。会議は 当日	2ヶ月に一度連絡調整会議で情報交換	利用していない。
C	一次課内会議で問題を把握し、二次会 議で対応方針をする。緊急対応チーム が対応する。	*緊急対応チームは子ども課スタッフだが 必要に応じて保健センター・子ども発達セ ンター職員で構成。	アセスメントシートは実施してい る。
D	受理会議を開き緊急性度の判断をする	新しく合併した地域の情報が入っていない	なし
E	受理会議はないが受理処遇会議を開 く。		なし
F	速やかに受理会議を実施、方針決定。 速やかに児相へ報告する。	時間外の場合制限がある。住民票を移動さ せず転居を繰り返す家族への対応。情報入 手困難ケース。	なし。児相との協議の上、緊急性、 重篤性などを判断。
G	調査し、児童相談所へファックス送付	なし	なし
H	通報をキャッチして関連情報収集の 上、即時	町内の公的機関の情報収集はスムーズ。私 立幼稚園情報は少ない	必要に応じて実施
I	相談受理後、主に家庭教育室内で検 討、会計者官の緊急個別ケース会議開 催	学校関係者、消防関係者らの情報統制	個別に。千葉県マニュアルを活用
J	通告直後に係りの構成員で実施（3－ 4人程度）		
K	随時	なし。ネットがない頃は素性が知れず連携 がとれなかった。調整会議の運営、情報収 集と会議の招集、ケース管理、司令塔的役 割り	なし。児童相談所ではつかっている ようだ。
L	係り内で行う。随時。	「守秘義務」「虐待の疑い」「通告義務」 に関することなどが不明確。	第44回日本小児保健学会演習 (1997) の分を使用

《シンポジウム》

「児童相談所と市町村との連携」

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

佐 藤 正 史

埼玉県中央児童相談所 副所長

(虐待・相談指導担当、市町村支援担当)

プロフィール

<経歴>

- 1973年 早稲田大学第二文学部中退
1978年 上智社会福祉専門学校卒業
児童福祉司として、埼玉県中央児童相談所に勤務
浦和・川越・所沢各児童相談所、県児童福祉課等を経て
2007年 現職

<専門分野>

児童福祉

<業務テーマ>

虐待ケースへの強制介入と家族再統合

<所属団体>

社団法人日本社会福祉士会

<業務実績>

「子どもの虐待に関する介入・援助の指針」

「子どもの虐待事例集」 埼玉県 1996年

(子どもの虐待に関する介入・援助の指針作成委員会編集)

児童相談所と市町村との連携

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

児童福祉法改正後の動き

- 16年度から児童相談所で市町村研修実施
- 市町村児童相談対応の指針を作成
- 事例検討機会の増加
- 要保護児童対策地域協議会の設置促進

A市の虐待対応について

金曜午後4時55分の通告

- 通告者 A市 4月6日
- 2歳女児、9日間登園していない
- 母が女児を殴る、蹴る、外に閉め出す
- 母(店員)、異父姉(アルバイト)、祖母
- 午前中に保育園から市は受理したが、なぜ児相通告が遅いのか
→市町村が受理した時点から48時間対応
- 今日家庭訪問し、母を刺激したから心配

市の取り扱い経過

- 1月31日 額に傷があると保育園から連絡
保育園訪問し子どもに安全確認
姉と取り合って玩具があたる
母が祖母に暴力を振るうことが心配
- 4月6日 保育園から無断欠席が続くと再連絡
市は保育園・家庭を訪問
4月4日に保育園は家庭訪問済み
子どもの具合が悪いため
母はやつれ顔色が悪かった
児相へ通告

児相の対応

- 緊急受理会議開催
- 市が安全確認済み
- 締め出しがあれば110番を近隣へ依頼
- 週明けに調査
- 警察へ巡回を依頼
- 市の不安を受けとめる

週明けの動き

- 4月9日 今日も登園なし、電話応答なし
保健センターのかかわりあり
近隣も通告を迷っていた
市来所し児相と協議
110番あれば保護を警察に依頼
夕刻、市が家庭訪問、母発熱中

介入方針の見極め

- 4月10日 児童委員がよく知る家、祖母に相談を勧めていた
保健センターの扱いあり
児相の介入のタイミングを検討
家児相のレールに乗ってソフトに
保健師、家児相で訪問実施し、
児相訪問の了解を得る

児相の登場

- 4月12日 家児相と児相で家庭訪問
子どもは水疱瘡、母体調崩す
祖母に大爆発
11日から登園始める
再訪問の提案に抵抗なし
- 4月13日 家児相と児相で保育園訪問
祖母と面接

対応のまとめ

- 通告受理した市は、必要な対応を行っている
- 事前に児相に相談なくとも動けている
- 調査後、母の言動に不安を感じる市
- 児童委員などへの調査が十分でない
- 児相登場のタイミングを検討できた
- 悪い情報が多く、リスクを重めにしがち
- 家児相・保健師による家庭訪問、保育園による見守りで指導継続

市町村との連携・後方支援における児相の役割

- ・動き方、介入方法について助言
- ・不安を受けてとめる
- ・情報を共有しアセスメントを還元する
- ・市、保育園、保健センター、児童委員などの役割を引き出す
- ・必要時に児相も登場する、目視確認が大事
- ・一緒に動いて人材養成(未経験、市のみではつぶれそう)

B市のケース進行管理について

実務担当者による実際

- B市 人口 6.5万人
兼務ワーカー2人、家庭児童相談員2人
- 対象 繼続中25/51、新規のケース6/6
虐待、障害、不登校など全般
- 年2回 市と児相の担当者
- 取り扱い方針、市・児相の受け渡し、終結
- 協議後決裁を得る

経過について

- 13年 市連絡協議会
- 15年 虐待防止ネットワーク会議
要保護児童リスト作成
ケース進行管理協議開始 年2回
- 18年 要保護児童対策地域協議会
代表者1回、担当者4回、ケース進行
管理協議2回、事例検討会隨時

連携の課題として

人材養成と連携

- ・新任当初は通告受理すると、すぐに児相へ通告していた
- ・しかし情報不足では児相も判断できないし、かえって手間取る
- ・ならば市が家庭など事前に調査してから児相へ通告、あるいは相談した方が効率的
- ・市町村職員の不安を受けとめ、ともに動くことが人材養成につながり、連携を深める

19年度の埼玉県児相について

- 6児相に新組織を設置 (13人増)
「市町村支援担当」
「家族支援担当」
中央児相に精神科医師
- 家族支援プログラム検討委員会設置
- 市町村要対協 66／70
年度内に全市町村設置予定
- 事例検討会議で家族支援プログラムを検討・作成

《シンポジウム》

「児童相談所と市町村との連携」

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

高 橋 敬

福島県福島市児童福祉課
副主査兼社会福祉主事

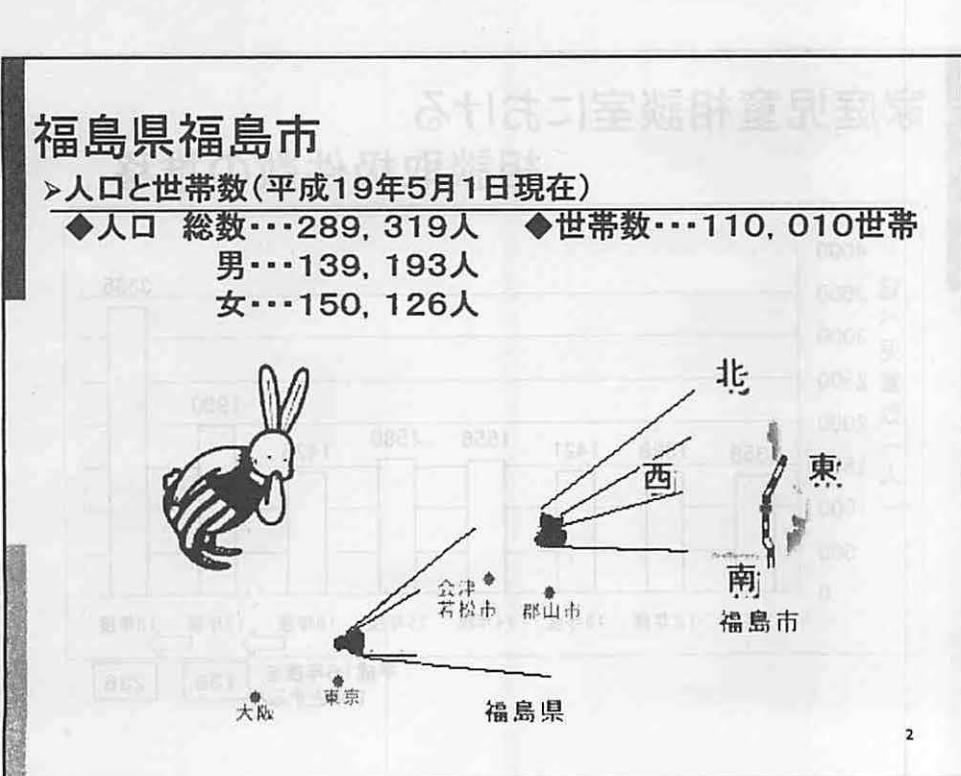
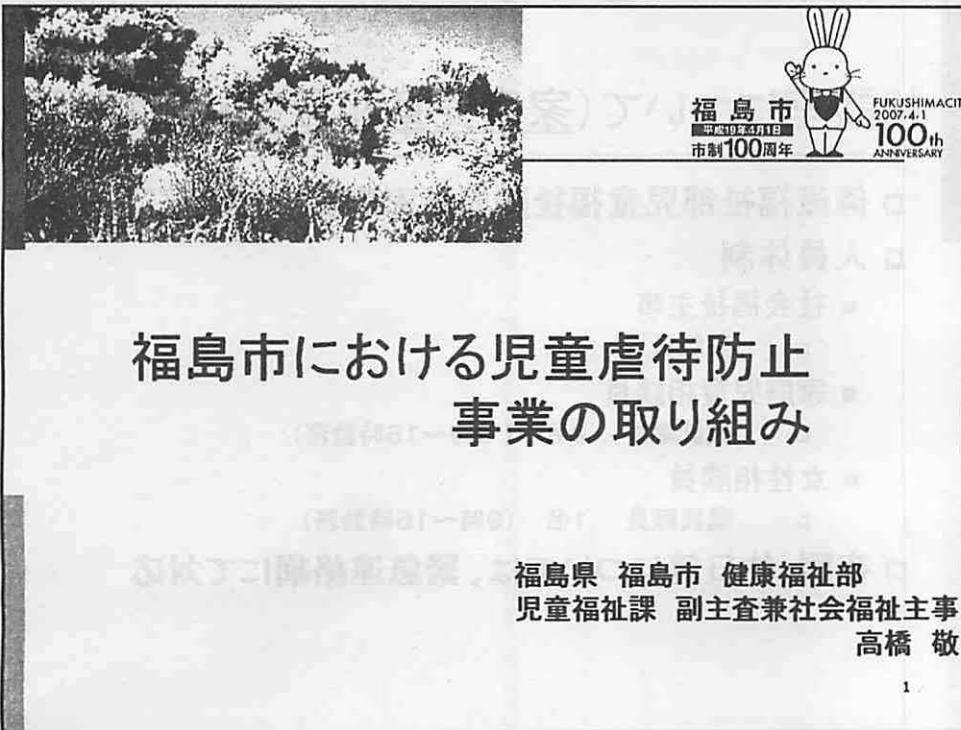
プロフィール

<経歴>

1998年4月 健康福祉部市民健康課（現：健康推進課）
基本健康診査・結核健診・経理等を担当

2001年4月 総務部北信支所
戸籍・住民票・税証明等の窓口を担当

2005年4月 健康福祉部児童福祉課（社会福祉主事）
家庭児童相談室にてケースワークを行う



相談室について(家庭児童相談室・女性相談)

- 健康福祉部児童福祉課児童家庭係内
- 人員体制
 - 社会福祉主事
 - 正職員 2名
 - 家庭児童相談員
 - 嘱託職員 2名 (9時~16時勤務)
 - 女性相談員
 - 嘱託職員 1名 (9時~16時勤務)
- 夜間・休日等については、緊急連絡網にて対応

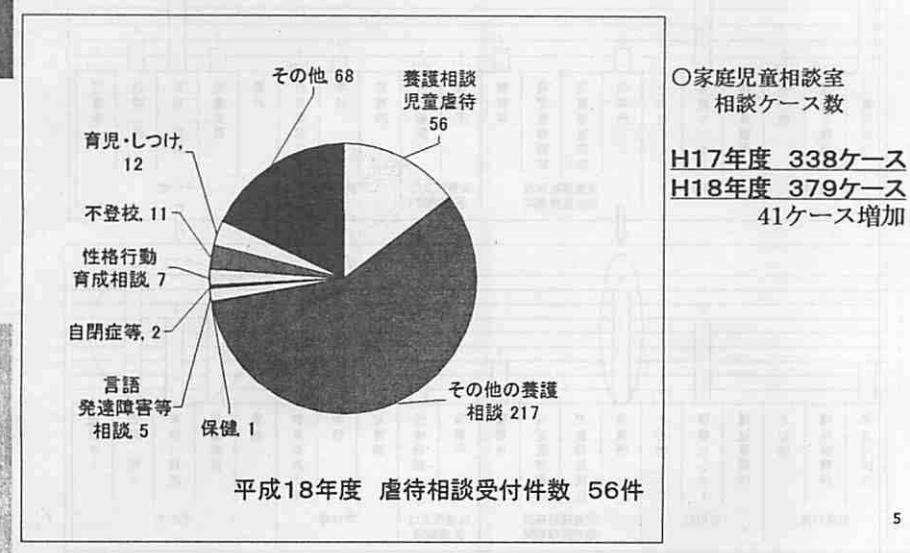
3

家庭児童相談室における 相談取扱件数の推移



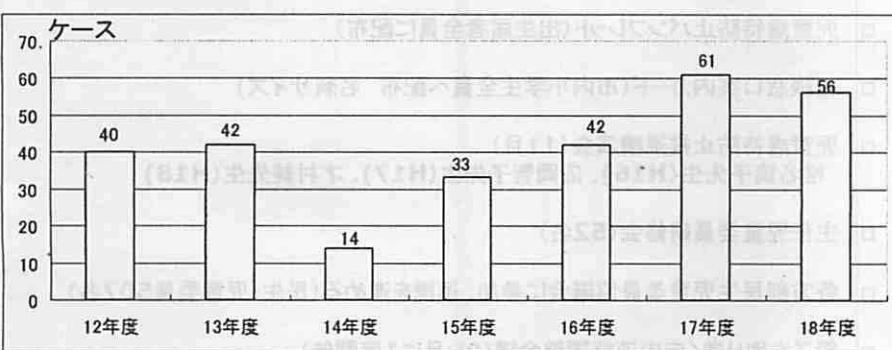
4

家庭児童相談室における相談内容内訳



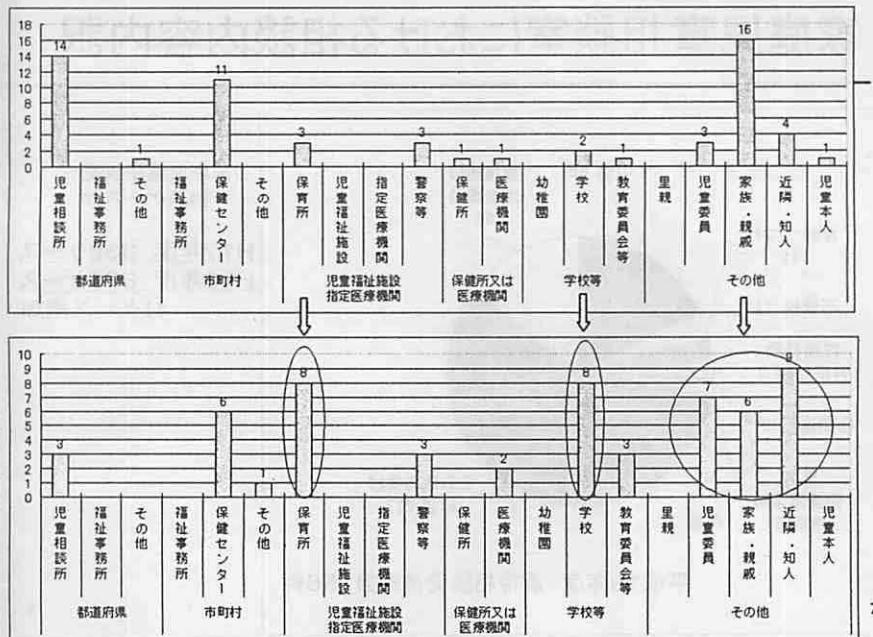
5

家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数



6

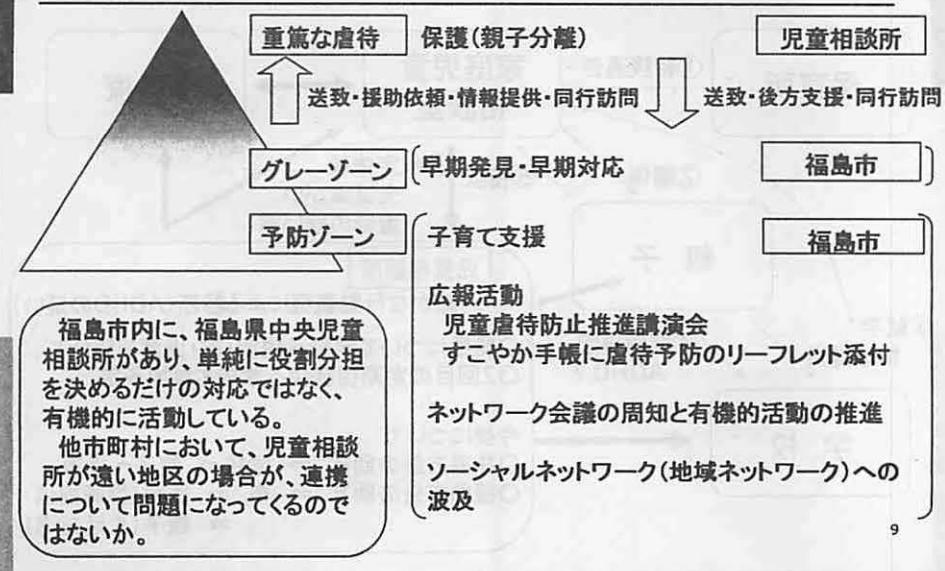
児童虐待相談受付経路 平成17・18年度の比較



福島市の虐待防止の取組み

- 子どもの人権リーフレット配布(民生・児童委員、学校教諭、大学、高校等)
- 児童虐待防止パンフレット(出生届者全員に配布)
- 相談窓口案内カード(市内小学生全員へ配布 名刺サイズ)
- 児童虐待防止推進講演会(11月)
椎名篤子先生(H16)、広岡智子先生(H17)、才村純先生(H18)
- 主任児童委員研修会(52名)
- 各方部民生児童委員協議会に参加、連携を進める(民生・児童委員507名)
- 親子を取り巻く府内連絡調整会議(2ヶ月に1度開催)
- 子育てアンケートからの親支援事業(4ヶ月児健診)

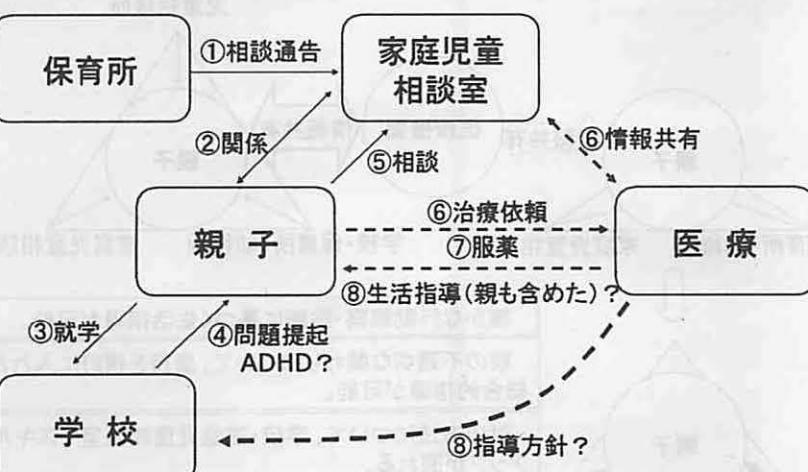
児童相談所と市町村の役割分担



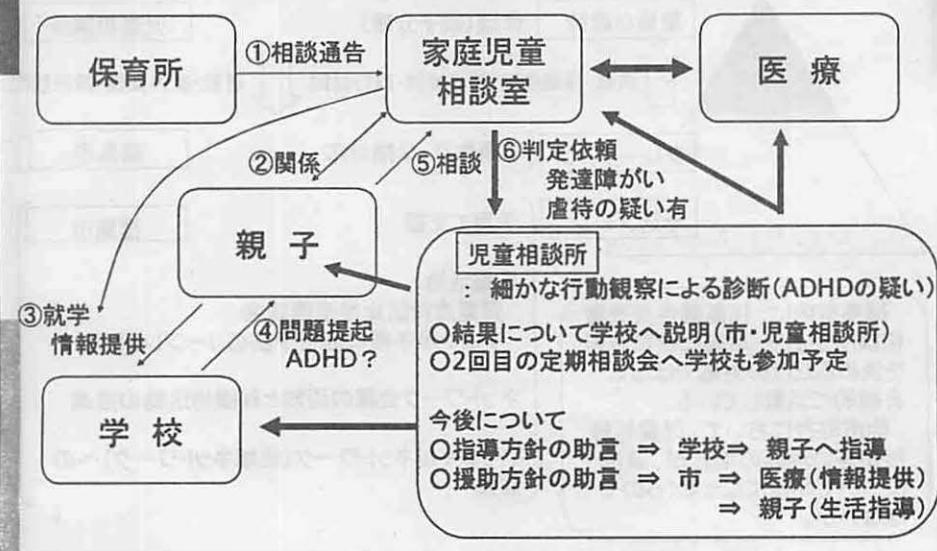
虐待が疑われる

《児童相談所との連携例》

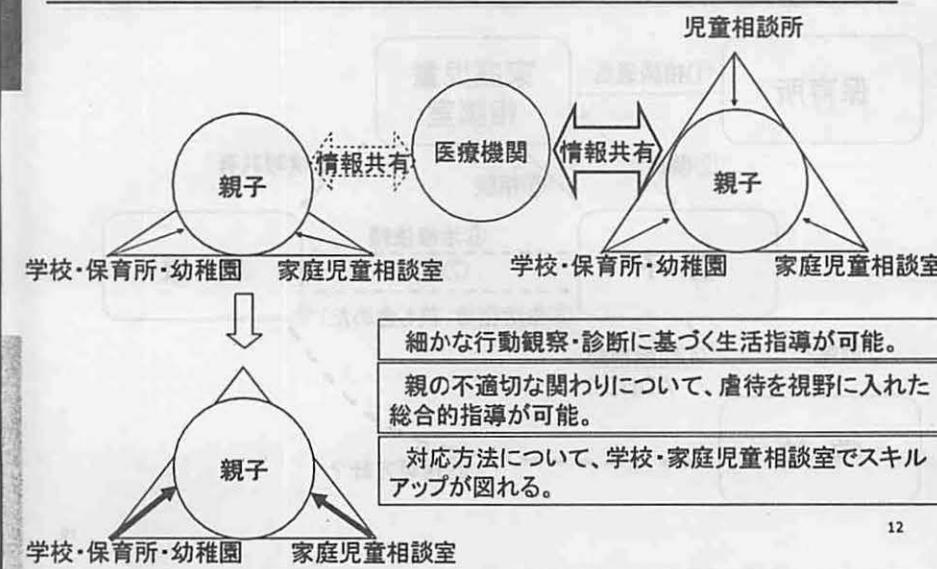
発達障がい系の児童への関わり方



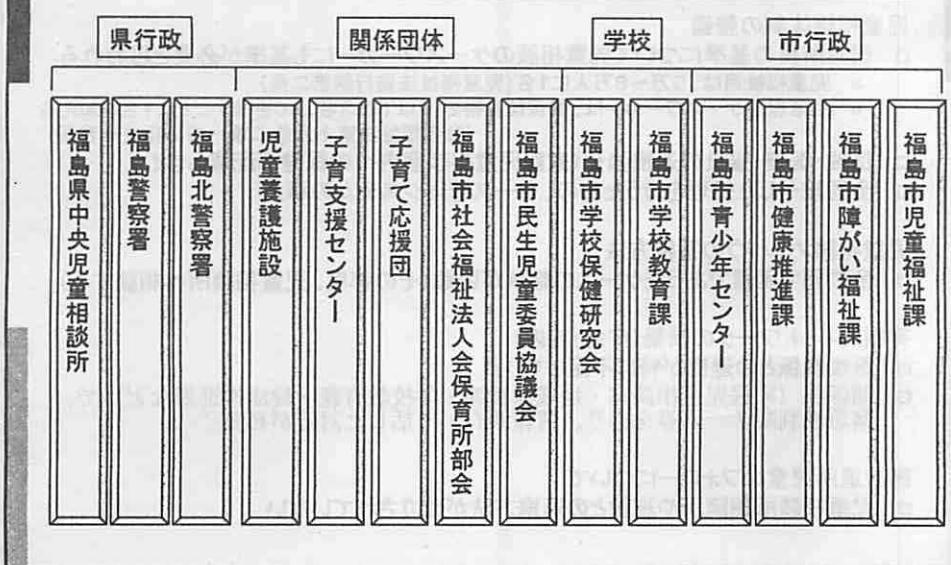
虐待が疑われる 発達障がい系の児童への関わり方



虐待が疑われる 発達障がい系の児童への関わり方



福島市児童虐待防止ネットワーク会議 平成15年7月設立



ネットワーク会議の今後の課題

- 参加委員の充実(医療、法務局、DV関係分野の参加)
- ネットワーク会議の周知と有機的活動の推進(連携強化)
 - 参加するだけの会議ではなく、委員が積極的に作って行く会議
 - 地域特性を活かした福島型の取組
 - ソーシャルネットワーク(地域ネットワーク)への波及
- 啓発と協働活動
 - 身近な窓口・地域のネットワークを増やす
 - 在宅支援の増加と見守り体制の強化
(関係機関の関連団体をも取り込む)
- 組織的対応のできる要保護児童対策地域協議会への移行
 - 一機関として決定、支援方針、事例検証→実践を目指す
舵取りのできる協議会を作る必要がある。

市町村における児童相談の課題

児童相談体制の整備

- 現業所員の基準について児童相談のケースワーカーにも基準が必要と思われる
 - 児童福祉司は、5万～8万人に1名（児童福祉法施行例第二条）
 - 生活保護ケースワーカーは、被保護世帯240以下は3名、80を増すごとに1名を加える（社会福祉法第十六条二項・市の福祉事務所）
- 保健・医療・福祉の連携強化（家庭児童相談室内への保健師配置も含む）
- 全国統一した処理を行うための、ケース管理システムの導入

児童相談ノウハウの蓄積方法

- 多問題で困難であったケースの継承が困難（その都度、児童相談所へ相談する）

有機的ネットワークの構築（庁外・庁内）

- 医療関係との連携が特に不足している
- 関係課（家庭児童相談室・地域福祉課・学校教育課・健康推進課など）で、緊急性判断チーム等を作り、情報共有・一括した対応が必要

施設退所児童のフォローについて

- 児童相談所相談所や施設との連携方法が確立されていない

15

《シンポジウム》

「児童相談所と市町村との連携」

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

中 板 育 美

国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

プロフィール

平成元年から15年度まで東京都保健師

平成16年度より現職 (医療福祉修士)

専門分野：公衆衛生看護活動論、母子保健活動、児童虐待

研究業績等：

・「子どもの虐待予防活動の展開～スクリーニングシステムの開発～」東京都知事賞受賞

・厚生労働科学研究費補助金 分担研究「児童虐待の発生予防・進行防止を目指す

在宅養育支援の在り方に関する研究」16年度～18年度 など

著書・共著

子ども虐待の予防とケアのすべて 第一法規 (分担執筆)

子ども家族への支援・治療をするために 児童虐待防止治療支援研究会 (分担執筆)

保健師ジャーナル : 児童虐待特集「保健と福祉の連帶」医学書院

地域保健 : 特集児童虐待 総論

財団法人母子衛生研究会 : 子どもの笑顔に出会えるために 乳幼児保育者のための虐待防止ガイドブック

公衆衛生 : 特集、児童虐待 など

委員会等

厚生労働省 児童相談所運営指針・市町村家庭相談援助指針作成委員

「改定 虐待対応の手引き」改定委員

健やか親子21中間評価研究会委員(17年度)

自治体児童虐待死亡事例検証会議等委員協力

全国保健師長会 「健やか親子特別委員会」(～18年度)

「保健師の専門性の確立に向けた特別委員会」(19年度～) など

学会等

日本公衆衛生学会員、日本思春期学会理事、日本アルコール関連問題学会評議員

日本地域看護学会員、日本子どもの虐待防止学会員 など

全国児童相談所長会 平成19年7月12日

「児童相談所と市町村との連携
～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～」

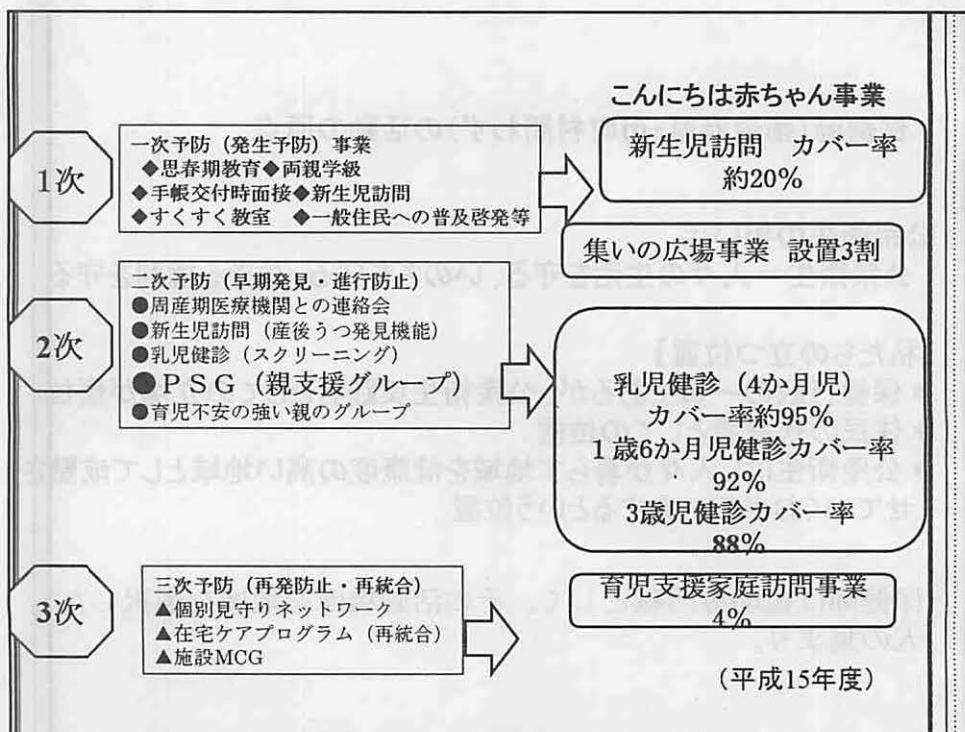
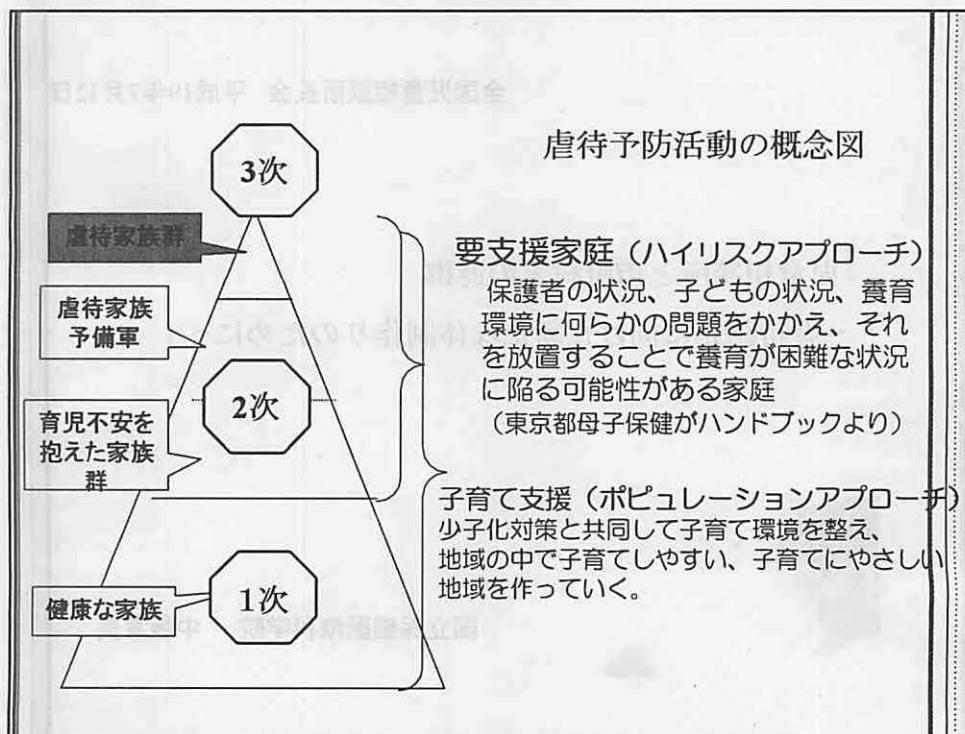
国立保健医療科学院 中板育美

保健師(都道府県・市町村問わず)の活動の原点
公衆衛生の担い手
公衆衛生=人々の生活を守る、いのちを守る、生きる権利を守る

【私たちの立つ位置】

- * 保健行政の一員であるが、公衆衛生実践者としての立場が優位
- * 住民の代弁者としての位置
- * 公衆衛生は、人々が暮らす地域を健康度の高い地域として成熟させていくお手伝いをするという位置

保健師は援助専門職として、その活動場面を地域を選択した人の集まり。



ポピュレーションアプローチ

対象を一部に限定せずに、地域集団全体へ（とりあえず）アプローチをし全体としてある問題へのリスクを下げていこうという考え方

ポピュレーションアプローチ
とのバランスのいい運動

ハイリスク・アプローチ

疾患や障害、問題を発生しやすい高いリスクを持った人を絞り込んでその人に合った方法を選択して、対処していくアプローチの方法

地区診断・資源開
発

1次

ポピュレーションアプローチ

【健診・面接・家庭訪問】…集団の意味

妊娠して出産しようと決心した人～

出産した人（生後1か月）訪問

乳児期（4か月・8か月・10か月・1歳6か月・3歳）健診
プラス

【情報発信】

【地区組織活動】（育児グループ育成・支援

保育所との連絡会

産科医療機関との連絡会

学校保健委員会活動）

民生委員・主任児童委員との関わり）

子育てに理解のあるやさしい地域へ・・のアクション

母子の健康管理体系(母子保健法)

妊娠



妊娠届け



母子健康手帳の交付



妊娠検診



両親学級など



妊娠訪問



(誕生)

地域の保健センターで
行なわれる母親学級

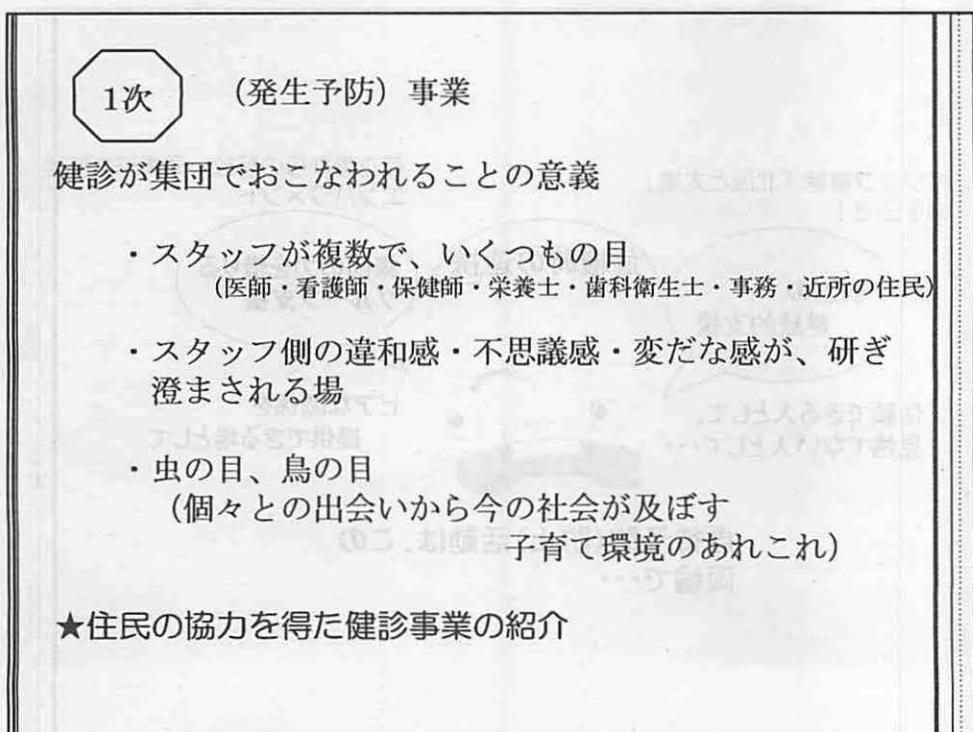
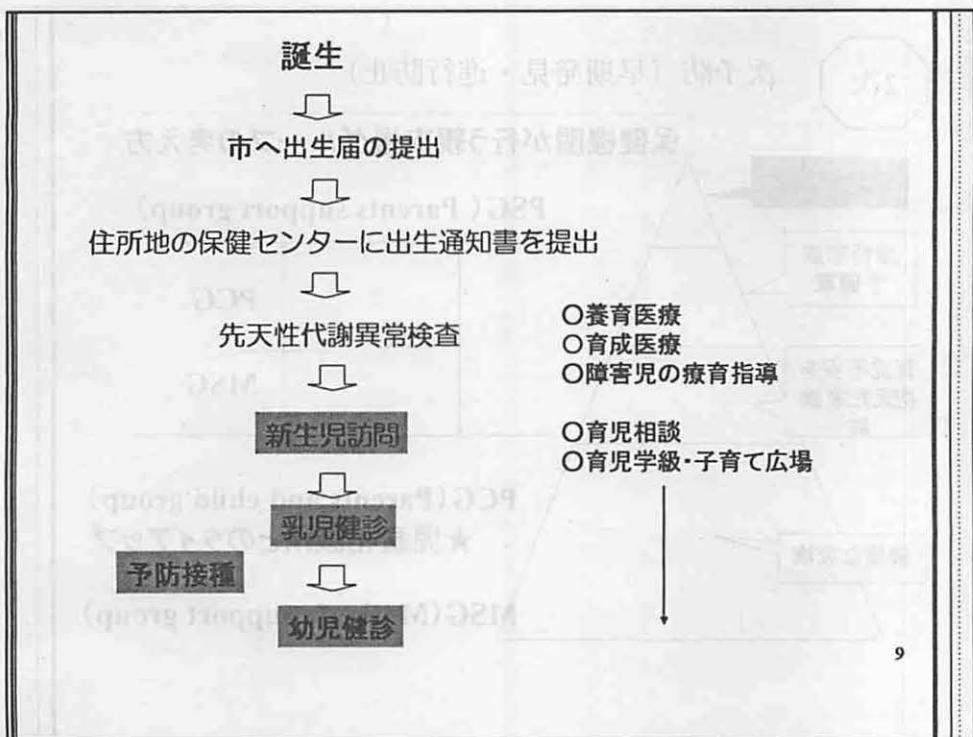


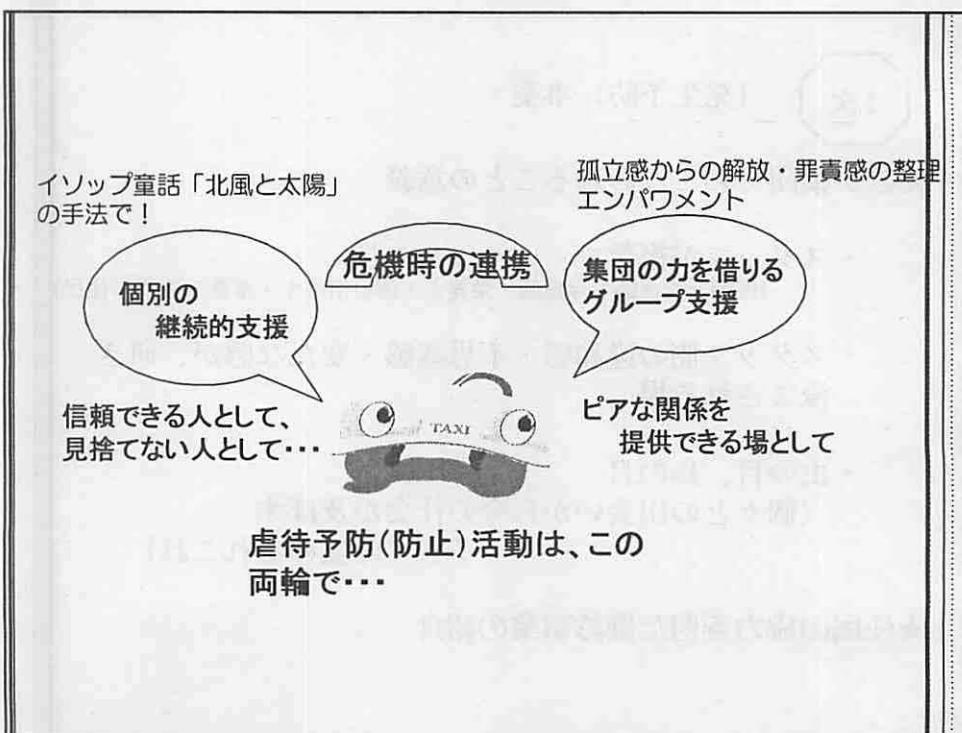
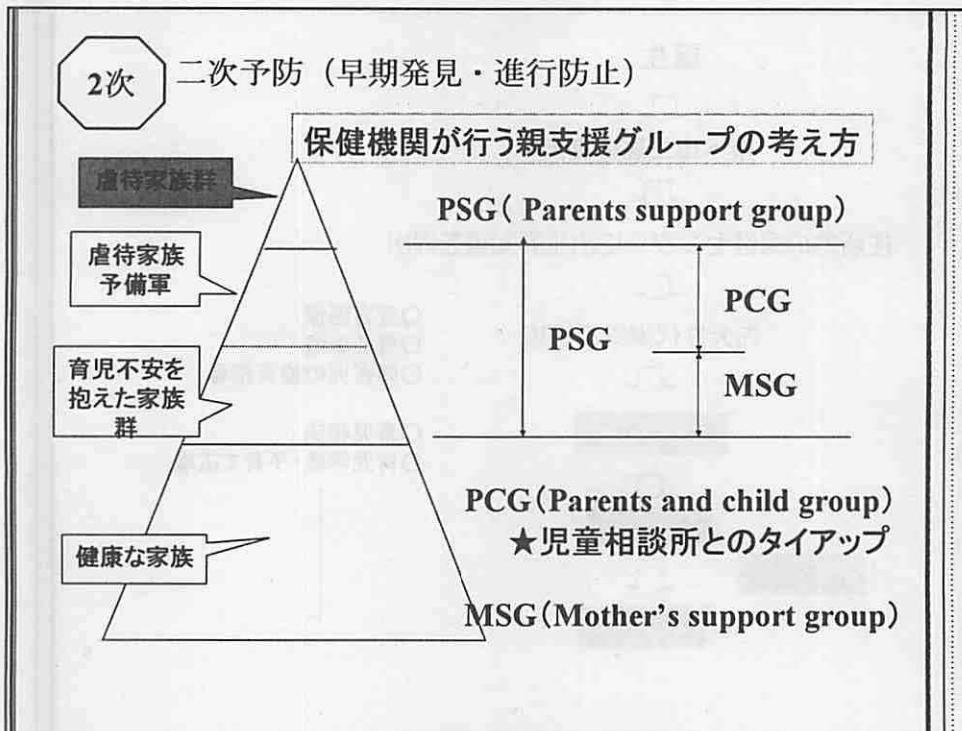
7



自分の住んでいる地域の
保健センターで行われる
母親学級







3次 三次予防（再発防止・再統合）

家庭復帰（再統合チャレンジ）には、家族の努力と地域力の向上が両輪

家族ケア
(親ケア・子
どもケア)



排除しない地域・
見守ることができ
る地域

分離家族を受ける地域として（地域で暮らす市民として権利を守る）

- ・地域社会全体のなかで、虐待問題に対する理解が広まる。（普及啓発）
- ・児童の乏しくなりがちな興味や好奇心を引き出すメニューの導入
- ・児童が、不十分な育児に長期的にさらされないよう見守りネットワークが機能する。

私たち援助職の役割は、
都道府県と市町村そして職能を活かしつつも超えて

大命題である「子どものために安全な環境をつくりだす」に向けて、援助対象になる家族にとって必要な、あらゆる個人的なサポートや必要な社会資源を、ゴール達成にむけて、集中させていくこと。



《シンポジウム》

「児童相談所と市町村との連携」

～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～

峯 本 耕 治

弁護士（大阪弁護士会）

プロフィール

<経歴>

1984年3月	京都大学法学部卒業
1988年4月	司法修習生
1990年4月	弁護士登録
1996年7月	イギリス留学（児童虐待防止制度、教育制度等の調査・研究）
～1998年8月	
1998年9月～	弁護士業務再開

<現在の児童福祉関係の職務>

- 大阪府社会福祉審議会児童措置審査部会委員
- 大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員
- 吹田市児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）座長
- 箕面市要保護児童対策地域協議会委員
- 大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー事業スーパーバイザー
- 大阪市教育委員会児童虐待支援委員会委員

<著書等>

子どもを虐待から守る制度と介入手法～イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題（明石書店） 等

児童相談所と市町村の効果的な連携に向けて

弁護士 峯本耕治

第1 市町村ネット・要保護協議会、SSW等の取組の中で感じる虐待問題の現状と特徴

1 一般的特徴

- ネグレクトの増加・困難化
- 殺されている子どもの増加
- 精神疾患ケース、人格障害ケースの増加
- DV ケースの増加と困難さ
- ひきこもり、閉じこもり傾向ケースの増加
- 性的虐待の可能性を疑わせるケースの増加
- きょうだい差別、過度のプレッシャー・支配等から生じる愛着障害ケースの増加

2 死亡事件等の重大ケースの特徴

- 3 学校における問題行動・非行の背景にある虐待・愛着障害
- 4 情緒的愛着障害からくる学校における問題行動のエスカレートパターン
- 5 不登校・ひきこもりと虐待
- 6 発達障害、発達障害的症状と虐待

第2 市町村ネット・要保護協議会に求められる具体的役割と体制

1 とにかく効果的なアセスメントとプランニングを

(要保護児童対応において求められる2つの観点)

- 子どもの生命・身体の安全の確保、死亡等の重大ケースをいかにして防ぐか？
- 情緒的愛着障害が子どもの発達に与える重大な影響をどう防ぐか？

2 市町村ネット・協議会の具体的役割とその体制

○事務局への情報の集約と共有

○新規の通告・相談ケースについてのスクリーニング体制

○早期の基本的なアセスメント体制=緊急度判定会議

○個別の機関連携ケース会議の体制

○係属ケースに対する定期的なモニタリング体制

○保健センター、保健所、保育所、学校・幼稚園、子ども家庭センター等の各機関が担当している不安ケース等についての検討、定期的な見直し

○保健センター、保育所、幼稚園等から小学校、小学校から中学校への縦の連携体制

○各機関内部における縦割りのは正と連携体制の構築に向けたサポート

○行政・民間を問わず利用できるサービスの整備、集約

○各機関に対する機関連携についての研修・啓発

○死亡ケース等の重大ケースの検証

第3 法的介入における児童相談所と市町村の連携

1 28条申立の実情

2 法的介入（一時保護→28条申立）が必要とされるケースの特徴

- 乳幼児に対するリスクの高い身体的虐待（継続性、衝動性、強度・対象部位等の

危険性)

- 乳幼児の身体的発達に遅滞がみられる深刻なネグレクト
- 就学年齢に達した子どもの情緒・行動面の発達に重大な影響を与えていたるネグレクト、身体的虐待
- 深刻な虐待が疑われ、保護者のアクセス拒否等により長期間子どもの安全確認が不可能なケース
- 性的虐待
- その他

3 死亡事件等の重大ケースの検証結果等から見える連携の不可欠さ

- 重大ケースの多くは、いずれかの関係機関（保健センター、保育所、生活福祉等）が関与している中で発生している。早期発見には連携が不可欠。
- 重大ケースの多くは、リスクアセスメントの不十分さや基本的な誤りが原因となっている。児童相談所を含め、各機関の抱え込みを防ぎ、各機関の専門性をいかした多面的・総合的なアセスメントが不可欠。
- 多くのケースにおいては、突然、法的介入の決断が行われるわけではなく、虐待の告知、支援、指導等の段階を経た上で、法的介入に進んでいくことになる。そのプロセスにおいて、連携による段階的プラン作りやプランの実行が不可欠である。
- 法的介入後の再統合に向けた支援プランの策定・実行には関係機関の連携が不可欠である。
- きょうだいケースにおいて一部の子どもだけを保護するような場合には、残った子どものモニタリングプランが必要となるが、これには関係機関の連携が不可欠である。

4 児童相談所と市町村連携における懸念と課題

- 早期の情報の集約・共有をどのように行うか？
- 一時保護・法的介入が必要か否かの限界ケースについて児童相談所と市町村ネットの意見が食い違う場合等の対応をどうするか？パートナーシップに基づき、どのような調整、解決を図るか？

5 大阪府児童虐待等危機介入援助チーム、大阪府社会福祉審議会児童措置審査部会等の役割

第4 2006年改正児童虐待防止法について

- 1 保護者に対する出頭要求・再出頭要求
- 2 裁判官の許可状に基づく住所等への臨検又は捜索
- 3 一時保護中の子どものついての面会・通信制限